よくあるご質問

令和3年7月20日

【時短要請について】

- Q1 時短要請は何に基づくものか?
- A 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項による協力要請です。
- Q2 要請は強制的なものか?懲罰等はあるのか?
- A 今回の要請は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請であり、 罰則も定められておらず、強制的な措置ではありません。感染拡大防止の ため、協力をお願いさせていただくものです。
- Q3 時短要請の対象となる店舗は?
- A 食品衛生法第52条に定める営業の許可を取得している飲食店及び喫茶店です。具体的には、スナック、キャバクラ等の接待を伴う飲食店や、居酒屋、ファミリーレストラン等の飲食店、カラオケボックスです。テイクアウトやデリバリーについては対象外になります。 ※酒類の提供の有無は問いません。
- Q4 時短要請をする理由は? (なぜこのタイミングなのか)
- A 7月中旬頃から、米子市内において、新型コロナウイルス感染症が急激に 感染拡大していることから、感染拡大を防止するため、米子駅前及び米子 市繁華街を対象として、7月21日から8月3日までの間、県内の飲食店 に対して、午後8時までの営業時間の短縮について、ご協力をお願いする ものです。

Q5 時短要請の狙いは?

A 時短要請とあわせて、県西部地域において、不要不急の外出を控えていただくよう依頼しています。こうした対策等により、感染リスクが高いとされる大人数や長時間に及ぶ飲食の機会や時間を抑制することが期待できることから、感染拡大防止の効果があると考えています。また、時短要請にご協力いただいた場合、協力金をお支払いすることとしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

- Q6 なぜ時短要請を午後8時までとするのか。
- A 国の基本的対処方針においては、まん延防止等重点措置地域では、飲食店に対し、午後8時までの時短要請を行うこととされています。本県については、まん延防止等重点措置地域とはなっていませんが、7月19日に県の「特別警報」を西部地区に発令し、西部地区だけで見るとステージIV相当となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、これに準じる取り扱いとするものです。
- Q7 なぜ時短要請期間を14日間とするのか?
- A 感染者数の抑制に効果がある最低限の期間が14日間であり、可能な限り 短期間で感染拡大防止を図りたいと考えているからです。
- Q8 午後8時までに営業を終了しなければならないのか?それとも、飲食の 提供だけを止めればよいのか。
- A 飲食の提供だけではなく、営業を終了していただくようお願いします。
- **Q**9 飲食の提供を行う飲食店が、午後8時以降はテイクアウト(又はデリバリー)のみで営業を行ってもよいのか。
- A 施設内で飲食を提供しないテイクアウト(又はデリバリー)のみであれば、午後8時以降も営業していただいて構いません。
- Q10 旅館・ホテル等の宿泊施設も、午後8時までに飲食の提供をやめなければいかないのか?
- A 宿泊者に限った飲食の提供については、午後8時以降も行っていただいて 構いません。ただし、宿泊者以外に対する飲食の提供は、午後8時までに 終了していただくようお願いします。
- Q11 時短営業を行わなければいけない正確な時間は?
- A 以下の時間帯においては、営業を自粛願います。

7月21日 午後8時(20:00)~午後12時(24:00) 7月22日~8月3日 午前0時(0:00)~午前5時(5:00)及び 午後8時(20:00)~午後12時(24:00)